

1 受入機関と登録支援機関

受入機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切(例:報酬額が日本人と同等以上)
- ② 機関自体が適切(例:5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ③ 外国人を支援する体制あり(例:外国人が理解できる言語で支援できる)
- ④ 外国人を支援する計画が適切(例:生活オリエンテーション等を含む)

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行(例:報酬を適切に支払う)
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出
(注)①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

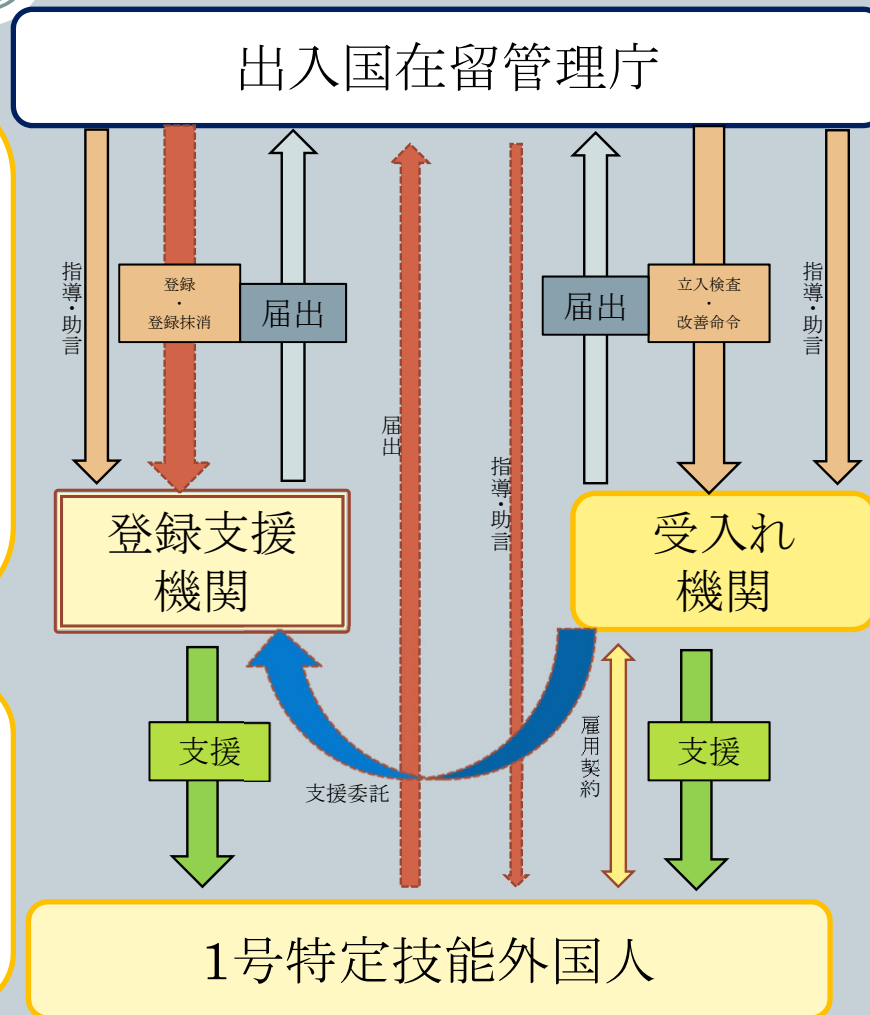
登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切(例:5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ② 外国人を支援する体制あり(例:外国人が理解できる言語で支援できる)

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出
(注)①②を怠ると登録を取り消されることがある。



2 「技能実習制度」との違い



項目	技能実習生	1号特定技能外国人
1. 滞在年数	最長3年間	最長5年間
2. 受入人数枠	現社員数の5%程度	定められていない
3. 受け入れ可能な業種	第一産業と第二産業の一部	一部の第三産業も可能に
4. 仕事場	必ず申請時と一致	定められていない
5. 賃金	日本人の最低賃金と同様	日本人の最低賃金と同様
6. 労働法令の遵守	必ず遵守	必ず遵守
7. 入国後の日本語教育	必ず行う(1-2ヵ月)	必要がない
8. 備品などの負担	必ず受入企業が負担	相談上で決定
9. 転職	不可	可能

3 登録支援機関の役割



受入機関の人材
募集の可否判断

送出し機関への
面接連絡

渡航準備(航空
券・ホテルの予約)

受入機関の
面接同行

送出し機関の
雇用契約の確認

来日書類の
作成・申請

外国人の住まい
のあっせん

空港での送迎
オリエンテーション開催

外国人への
支援を実施

労使間の
トラブルの助言

月次の勤怠状況・
給与などの確認

受入れが困難に
なった時の助言

4 「特定技能1号」人材の受入れフロー

